

第2章 各種保健福祉サービス

第1節 子どもと家庭の保育福祉

1 母子保健

母子保健事業は、妊娠から出産、子育てを通じ、一貫した保健サービスを提供することにより、母親と子どもの心身の健全な育成と子育て支援を目的として、実施しています。

<妊娠したとき>

(1) 母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、各保健福祉センター健康課内に設置されている母子健康包括支援センターで妊娠の届出をしたときにお渡ししています。

母子健康手帳は、妊婦から産婦へ、さらに乳幼児、学童と一貫した記録をつけていくもので、母子保健の様々なサービスを受ける際の目安となるものです。なお、母子健康手帳と一緒に、妊婦・乳児一般健康診査受診票等の入った別冊もお渡しします。

また、母子健康包括支援センターでは、保健師や助産師が妊娠中の生活や健康についての相談に応じています。

[問い合わせ先 各母子健康包括支援センター]

(2) 母親&父親学級

妊婦とそのパートナーを対象に、豊かな母性の育成、妊娠・分娩・産褥・育児に関する知識の普及、育児不安の解消や地域での仲間づくりの支援及び父親の育児参加を促すことを目的として、各保健福祉センター健康課で開催しています（3回1コース）。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(3) 土日開催の両親学級

妊婦とそのパートナーのペアを対象に、父親の育児参加を促し、家族のきずなを育てるため、妊娠中から産後の母親のこころと体の変化にあわせた父親のサポートなどの講義を、生涯学習センターで土曜日又は日曜日に開催しています。

[問い合わせ先 健康支援課]

(4) 育児講座

妊婦や乳幼児のいる保護者を対象に、小児科医師が、子どもの病気や事故予防、救急法、育児についてお話しします。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(5) 妊婦一般健康診査

妊婦の方を対象に、妊婦一般健康診査受診票（母子健康手帳の別冊）により、定められた項目について健診費用の一部を公費負担します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(6) 妊産婦歯科健診

母子健康手帳の配布を受けた妊婦及び産婦（その子どもが1歳になる1日前まで）を対象に、むし歯と歯周病の予防と早期発見、本人のみならず子どもの口腔保健の向上を目的として、協力医療機関において歯科健診を実施しています。

[問い合わせ先 健康支援課]

(7) 妊産婦訪問指導

訪問指導員（市長の委嘱を受けた助産師または保健師）が、妊産婦のいるご家庭を訪問して、健康状態の確認や必要な保健指導、妊娠期間中や出産後の不安や悩みについての相談等に応じます。

また、出産に際して、継続的に支援を必要とする方については、保健師が再度訪問し、出産の不安等を解消します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

<赤ちゃんが生まれてからの相談>**(1) 乳幼児相談等****ア 乳幼児相談（育児相談）**

乳幼児が心身ともに健やかに育つよう、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による相談を実施しています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

イ 発達相談

乳幼児相談、乳幼児の各健康診査などで、主に運動発達面に関して、より詳細な相談が必要なときに、小児神経科専門医による発達相談を保健所で実施しています。

[問い合わせ先 健康支援課]

<赤ちゃんが生まれてからの健康診査・教室>

赤ちゃんの成長の節目ごとにきめ細かい健康診査を行い、成長の度合いを保護者の方とともに確認しながら、異常があれば早期に発見し必要な治療や相談等を行うのが、乳幼児健康診査の目的です。

また、健康診査時には、日頃の育児の疑問や心配ごとについての相談に応じ、子育て家庭の悩みや不安の解消に努めています。

(1) 先天性代謝異常等検査

新生児（生後4～6日）を対象に、先天性代謝異常疾患および内分泌疾患の早期発見を図るため、血液によるマススクリーニング検査を実施しています。

[問い合わせ先 健康支援課]

(2) 新生児・未熟児訪問指導

出生通知書（母子健康手帳別冊添付のはがき又は電子申請）により申請した、生後28日以内のお子さんのいる家庭に、訪問指導員（市長の委嘱を受けた助産師または保健師）が訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、健康や育児に関する相談等に応じています。

また、未熟児で生まれたお子さんについては、保健師が訪問します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(3) 乳児家庭全戸訪問（2か月児訪問を含む）

生後4か月までのお子さんのいるすべてのご家庭を、地域保健推進員や助産師等が訪問し、母子保健サービスのご案内や子育ての相談に応じています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(4) 4か月児健康診査

4～5か月児を対象に、各保健福祉センター健康課で実施しています。医師の診察、BCG予防接種の他、グループ指導や保健師・管理栄養士・歯科衛生士による個別相談も実施しています。

また、親子が絵本を介して心触れ合うひとときを持つきっかけをつくり、すこやかな親子関係を支援するため、ボランティアが絵本の読み聞かせを行い、絵本を手渡す「ブックスタート事業」を併せて行っています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(5) 先天性股関節脱臼検診

一次検査（4か月児健康診査、または乳児一般健康診査）で、股関節の詳細な検診が必要な乳児を対象に、無料受診券を発行して、協力医療機関での早期の受診を促しています。

[問い合わせ先 健康支援課]

(6) 乳児一般健康診査

生後1歳未満を対象に、乳児一般健康診査を実施しています。母子健康手帳別冊の受診票により、契約医療機関で、身体発育などの定められた項目を2回受診できます。

[問い合わせ先 健康支援課]

(7) 離乳食教室

6～8か月児（第1子）を持つ保護者を対象に、離乳食のすすめ方についての話、作り方の実演、試食等を実施します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(8) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月児を対象に、幼児初期の身体発育、精神発達の状況を診る健康診査と歯科健診を実施しています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(9) 3歳児健康診査

3歳6か月頃の幼児を対象に、身体発育と精神発達の両面から総合的な健康診査と歯科健診を実施しています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(10) 幼児尿検査

腎炎、ネフローゼを早期に発見し、早期治療を促すために、4歳以上の幼児を対象に実施しています。

[問い合わせ先 健康支援課]

(11) 小児肥満予防相談

3歳児健康診査で、肥満度が15%を超えた幼児を対象に、計測や相談を実施しています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(12) 小児ぜん息講演会

慢性疾患を持つ母子に疾病の理解をしてもらい、疾患と上手に暮らしていける知識を学ぶため、講演会を実施しています。

[問い合わせ先 健康支援課]

<予防接種>

(1) 予防接種

子どもは発育とともに外出の機会が多くなり、感染症にかかる可能性も高くなります。予防接種に対する正しい理解のもとで、お子さんの健康にお役立て下さい。

予防接種名	対象・接種回数
ヒブ・小児用肺炎球菌	生後2～60か月で1～4回（接種開始月齢により異なります）
四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）	生後3～90か月で20～56日の間隔で3回の後、12～18か月の間隔をおいて1回（合計4回）
水痘（みずぼうそう）	生後12～36か月で6～12か月の間隔で2回
麻しん（はしか）・風しん	生後12～24か月で1回、小学校入学の前年に1回（合計2回）
日本脳炎（※1）	生後6～90か月で6～28日の間隔で2回、1年の間隔をおいて1回、9～12歳で1回（合計4回）
二種混合（ジフテリア・破傷風）	11～12歳で1回
B型肝炎（※2）	生後1歳までに3回（27日以上の間隔をおいて2回、1回目の接種から139日以上の間隔をおいて1回）

※1 次の方で接種を終えていない方は、①20歳になるまで、②9～12歳までに不足分の接種を受けることができます。

①平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方

②平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方

※2 平成28年4月以降に出生した方で、1歳に至るまでの方が対象です。

* 定期予防接種として上記表の他に、4か月児健康診査と一緒に実施するBCGがあります。

* おたふくかぜ、インフルエンザ、A型肝炎等は、任意接種で有料です。かかりつけ医にご相談ください。

[問い合わせ先 保健所感染症対策課]

<その他の母子保健>

(1) 育児サークル

保護者による仲間づくりや情報交換を目的とした自主的活動である育児サークルを支援しています。育児サークルには、乳児サークル、幼児サークル、障害児サークル、多胎児サークルなどがあります。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(2) 思春期保健対策事業

思春期の子どもをもつ保護者等への思春期教室の開催や、中学生が乳児とふれあう「赤ちゃんふれあい体験学習」などを行っています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(3) パパママ子育て教習所

主に2歳児のいる保護者を対象に、お子さんのこころの発達やお子さんとの接し方などについて臨床心理士が講演します（保育士による託児あり）。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(4) 育児ストレス相談

育児不安がある方や親子関係などで悩んでいる方を対象に、臨床心理士による個別相談を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(5) 不妊専門相談センター

不妊や不育症に悩む方を対象に、電話相談及び医師・助産師による面接相談(予約制)を行っています。

[問い合わせ先 健康支援課]

(6) 産後ケア事業

体調や育児に不安がある産後4か月まで(5か月未満)のお母さんとお子さんを対象に、家庭訪問や医療機関・助産所への宿泊を通じて、助産師による心身のケアや育児指導などを行います。

[問い合わせ先 健康支援課]

2 医療・手当等

(1) 子ども医療費助成

中学3年生までのお子さんが病院等に通院もしくは入院した場合、保険診療の範囲内で医療費の全部または一部を助成します。

原則として、通院1回につき300円(小学4年生以上は500円)、入院1日につき300円の保護者負担があります。

ただし、市民税所得割が課税されていない方は、保護者負担はありません。

なお、他の法令(育成医療・養育医療・小児慢性特定疾病医療)により子どもに係る医療の給付を受けた場合に発生した自己負担額についても、全部または一部を助成します。

助成の対象			
対 象	0歳～		小学校4年生
	小学校3年生		～中学校修了
助成区分		通院・入院	
保護者負担	通院	1回につき 300円	1回につき 500円
	入院	1日につき300円	
*市民税所得割が課税されていない方は無料			

【助成対象外となる主なもの】 ※健康保険が適用されないものは、助成の対象となりません。

○薬剤容器代 ○入院時の差額ベッド代 ○健康診査 ○予防接種 ○診断書など文書料

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

(2) 児童手当

○支給対象

0歳から15歳到達後最初の3月31日までの児童(中学校修了前の児童)を養育している方。
所得制限あり。

○支給月額

3歳未満 一律 15,000円
3歳以上 10,000円

小学校修了前 (第3子以降は15,000円)

中学生 一律 10,000円

※所得制限額以上の場合、児童1人当たり月額一律5,000円を支給します。

○支給月

6月(2~5月分)、10月(6~9月分)、2月(10~1月分)

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

(3) 未熟児養育医療

出生体重が2,000g以下または身体発達が未熟なまま出生し、医師が入院養育を必要と認めた場合に、保険診療の範囲内で入院養育に必要な医療費の一部を公費負担します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(4) 自立支援医療(育成医療)

身体に障害のある児童、またはこれを放置すると身体的不自由を残すおそれがある児童に対し、手術または疾病を克服するために、保険診療の範囲内で必要な医療費の一部を公費負担します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(5) 療育医療

結核にかかった児童に対する医療費の一部を公費負担します。また、療養生活に必要な日用品と学校教育に必要な学用品を支給します。

[問い合わせ先 健康支援課]

(6) 小児慢性特定疾病医療支援

18歳未満(18歳到達時点で対象の方は20歳未満まで延長)で、国が定める特定疾病に罹患し、長期療養が必要な児童に対する医療費のうち、保険診療内の自己負担分(3割または2割分)から、所得に応じた一部負担額を差し引いて助成します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(7) ぜんそく等小児指定疾病医療費助成事業

小児慢性特定疾病医療支援【上記(6)】の対象外になる方のうち、市の基準を満たし、継続的な治療が必要なときに、保険診療内の自己負担分(3割または2割分)から、所得に応じた一部負担額を差し引いて助成します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(8) 特定不妊治療費助成事業

治療費が高額な特定不妊治療(体外受精・顕微授精・男性不妊治療の一部)を受ける夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(9) 子どもを守る禁煙外来治療費助成事業

妊婦と同居、または15歳以下の子どもと同居する喫煙者に対し、禁煙外来治療費の一部を助成します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

3 子どもの保育

(1) 認可保育所への入所

保護者の就労・疾病などにより、家庭で保育ができない場合に、お子さんを生後3か月を経過した日の翌月から小学校入学前までお預かりします。

○保育時間 最大11時間（各施設及びご家庭の状況によって利用時間が異なります）

○実施施設

- ・市立保育所 57 箇所（市立認定こども園を含む）
- ・私立保育園 138 箇所
- ・私立認定こども園 33 箇所
- ・私立地域型保育事業 84 箇所

○保育料 保護者又は家計の主宰者である祖父母等の市民税所得割額の合計と児童のクラス年齢に応じて、国が定める基準を上限として市が定めた料金表に基づいて、毎月負担いただく料金を決定します。

※令和元年10月から3～5歳児（4月1日時点の年齢）の保育料が無償化されます。

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

(2) 延長保育

保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、午後6時以降も保育を必要とするお子さんをお預かりします。

○保育時間 月～金曜日 18:00～20:00（一部 19:00 まで）

○実施施設 市立 55 箇所 私立 218 箇所

[問い合わせ先 実施保育所（園）]

(3) 休日保育

保育所（園）に入所している児童の中で、保護者が日曜日・祝日等に仕事をしているなどの理由により、保育を必要とするお子さんを預かります。

○保育時間 7:00～18:00

○実施施設 私立 7 箇所

○利用料 無料。ただし、原則として、通常保育と合わせ1週間あたり6日を超える利用は不可。

※利用日の属する月曜日から土曜日の間に、登園しない日（以下「代替休園日」）を1日設ける必要があります。

※日曜日利用については代替休園日の設定が必要ですが、祝日については、週6日の保育量を超えることはないことから、設定は不要です。

[問い合わせ先 実施施設]

(4) 産休明け保育

産休明けのため、保育を必要する場合に、原則として生後57日目からお預かりします。

○実施施設 市立 55 箇所 私立 147 箇所

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

(5) 障害児保育

心身に障害を有する児童で、保護者の就労または疾病等の理由により、保育が必要なお子さんをお

預かりします。全保育施設で実施しています。

○対象児童 集団での保育が可能で、日々通所できる児童

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

(6)一時預かり（不定期利用）

保護者の病気や入院、育児疲れ、裁判員制度による裁判員候補者・裁判員（補充裁判員を含む）としての裁判への参加などで、家庭での育児が一時的に困難なときに、お子さんをお預かりします。

○対象児童 原則として千葉市内在住で、満3か月から小学校就学前まで

○利用限度 月7日まで（半日利用は14日まで）

○利用時間 月～金曜日 8:00～17:00

*半日の利用は8:00～12:30 または12:30～17:00

土曜日 8:00～12:30

○利用できない日 日曜日、祝日、年末年始

○利用料 ①3歳未満児 1日 2,200円 半日 1,100円

②3歳以上児 1日 1,200円 半日 600円

○裁判員制度により裁判に参加する場合

利用時間は18:00まで延長できます。

市外在住の方も利用できます。

○実施施設 市立5か所 私立55か所

[問い合わせ先 実施施設]

(7)一時預かり（定期利用）

週2・3日のパート就労、保護者の病気・入院などで家庭での育児が断続的に困難な時に、お子さんをお預かりします。

○対象児童 原則として千葉市内在住で、満3か月から小学校就学前まで

○利用限度 翌年3月まで、週2日または3日

○利用時間 月～土曜日 8:00～17:00（時間外 17:00～18:00）

○利用できない日 日曜日、祝日、年末年始

○利用料 ①3歳未満児 週2日利用 月 18,300円

週3日利用 月 26,100円

*時間外は月 3,000円を加算

②3歳以上児 週2日利用 月 9,400円

週3日利用 月 13,500円

*時間外は月 1,900円を加算

○実施施設 市立5か所 私立37か所

[問い合わせ先 実施施設]

(8) 育児相談

保育所等の育児機能を生かし、子育ての不安についての相談を電話や来所により受けています。全施設で実施しています。

[問い合わせ先 実施保育所（園）]

(9) 地域活動

地域に住む高齢者や異なる年齢の子どもたちとの交流や、育児講座の開催などを実施しています。全施設で実施しています。

[問い合わせ先 実施保育所（園）]

(10) 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。保護者が働いている・いないにかかわらず利用できます。

- 園数 市立 2 か所
- 私立 33 か所

[問い合わせ先 幼保支援課]

(11) 幼稚園

3歳以上の幼児を対象として教育を行う学校です。

- 園数 私立 62 か所
- 国立 1 か所

[問い合わせ先 幼保支援課]

(12) 認可外保育施設

市立保育所・私立保育所（認可）のほかに、認可外保育施設として、児童を保育する施設です。このうち、認可保育所と同等の基準を満たした施設を「千葉市先取りプロジェクト認定保育施設」、市が定めた認可外保育施設の基準を満たす施設を「千葉市保育ルーム」と認定し、入所児童数に応じて設置事業主に助成しています。

- 認定施設 先取りプロジェクト認定保育施設 1 か所
- 保育ルーム 8 か所

[問い合わせ先 幼保運営課]

(13) 地域型保育事業

○小規模保育事業

利用定員 6 人から 19 人までの小規模な保育施設で、0 歳から 3 歳未満のお子さんを対象に、家庭的保育に近い雰囲気、きめ細かな保育を行います

実施施設 私立 65 か所

○家庭的保育事業

保育士などの資格をもった「家庭的保育員」が家庭的保育員の自宅等で 3 歳未満のお子さんをお預かりし、家庭的な雰囲気の中、少人数の保育を行います。

実施施設 私立 8 か所

○事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

実施施設 私立 11 か所

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

○幼児教育・保育無償化について

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型に抜本的に変えるため、3歳児～5歳児（幼稚園、認定こども園（1号認定児童）は満3歳から）及び住民税非課税世帯の0～2歳児を対象に、令和元年10月1日から実施されたものです。対象園、無償化の範囲、対象費用及び必要な手続きなどについては、各区保健福祉センターこども家庭課へお問い合わせください。

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

4 子育て支援

(1) 子育て支援館

プレイホール、乳児室、情報コーナーなどがあり、親子が楽しく遊びながら、子育てについて学べるほか、子育ての不安についての相談にも応じます。

また、ファミリー・サポート・センターを併設しています。

- 所在地 中央区中央 4-5-1 きぼーる 6階
- 利用対象 小学校就学前のお子さんとその保護者
- 開館時間 9:00～17:00
- 利用料金 無料
- 休館日 火曜日（祝日の場合は翌日休館）、年末年始
- 電話番号 201-6000

[問い合わせ先 子育て支援館または幼保支援課]

(2) 子育てリラックス館

子育てに不安や悩みを抱えがちな子育て中の方が、親子で気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で交流する場です。また、子育てに関する相談等も行います。

- 対象 小学校就学前のお子さんとその保護者
- 開設時間 月～土曜日 10:00～16:00（祝日、年末年始は休み）
※園生出張ひろばについては、毎週金曜日 10:00～16:00のみご利用できます。
- 利用料金 無料
- 開設場所

施設名	所在地	電話番号
蘇我・ 子育てリラックス館	中央区今井 1-14-38 (蘇我コミュニティセンター隣)	264-1317
千葉寺・ 子育てリラックス館	中央区千葉寺町 887-7 (フィールドハウス千葉寺参番館 1階)	209-1003
花見川・ 子育てリラックス館	花見川区花見川 3-28-101 (花見川団地商店街内)	215-2346
幕張本郷・ 子育てリラックス館	花見川区幕張本郷 2-8-23 (アミティ望月 101号室)	276-7481
てんだい・ 子育てリラックス館	稲毛区天台 1-7-10 (小ばと子育て支援センター2階)	252-4188
そののう・ 子育てリラックス館	稲毛区園生町 451-15 (プラザ園生 1階)	285-2888
千城台・ 子育てリラックス館	若葉区千城台北 1-29-9 (プラスパビル 1階A室)	236-6662

都賀駅前・ 子育てリラックス館	若葉区西都賀 3-2-8 (M・G・Oビル1階)	251-3606
おゆみ野中央・ 子育てリラックス館	緑区おゆみ野中央 8-2 (おゆみ野ふれあい館1階)	293-1511
かまとり・ 子育てリラックス館	緑区おゆみ野 3-38-4 (アーバンヒルズ 103・104)	292-2448
幸町・ 子育てリラックス館	美浜区幸町 2-12-1 (美浜しょうじゅレジデンス1階)	242-3050
高洲・ 子育てリラックス館	美浜区高洲 3-12-1 (高洲コミュニティセンター隣接)	279-3009
子育てリラックス館 園生出張ひろば	稲毛区園生町 1107-7 生活クラブいなげビレッジ 虹と風 (地域活動スペース虹と風2階)	290-8015

[問い合わせ先 各施設または幼保支援課]

(3) 地域子育て支援センター

子育ての不安・悩みなどに関する育児相談や子どもたちのふれあいの場を提供するとともに、育児サークルへの支援も行っています。

- 対象者 小学校就学前のお子さんとその保護者
- 利用時間 月～金曜日 9:00～16:00 土曜日 9:00～12:00
(祝日、年末年始は休み)
- 利用料金 無料
- 開設場所

施設名	所在地	電話番号
にこにこルーム	中央区新宿 2-15-2 (新宿保育所内)	241-8599
子育てひろば・ちどり	花見川区検見川町 3-331-4 (ちどり保育園内)	276-3508
子育てひろば・いなげ	稲毛区小仲台 2-10-1 (稲毛保育園内)	251-8190
子育てひろば・みつわだい	若葉区みつわ台 5-8-8 (みつわ台保育園内)	255-7043
ふれあいひろば・輝	緑区おゆみ野中央 7-30 (明和輝保育園内)	293-3800
桜ほっとステーション親子	緑区土気町 1626-5 (明德土気保育園内)	205-2324
子育てひろば・うたせ	美浜区打瀬 1-3-5 (打瀬保育園内)	273-6646

[問い合わせ先 各施設または幼保支援課]

(4) 子どものショートステイ

子育て短期支援事業として、保護者が病気・事故などの理由で一時的に子どもの面倒が見られない場合、短期的にお子さんを預かります。

- 対象児童 市内在住の18歳未満の児童
- 期間 原則1か月あたり7日以内(1日24時間以内)
- 実施施設

施設名	種別	所在地	施設問い合わせ先
千葉みらい響の杜学園	児童養護施設	中央区川戸町 92-1	千葉みらい響の杜学園 電話 310-6001

エンジェルホーム	乳児院	花見川区犢橋町 675	子ども未来サポートセンターほうゆう
ほうゆう・キッズホーム	児童養護施設		電話 215-2001
房総双葉学園	児童養護施設	稲毛区天台 3-4-1	児童家庭支援センターふたば 電話 285-5634
旭ヶ丘母子ホーム	母子生活支援施設	若葉区都賀 1-1-1	児童家庭支援センター旭ヶ丘 電話 214-8633

○利用料金

単位	保護者の区分	養育に関わる費用	
		2歳未満児・慢性疾患児	2歳以上児
1日 24時間以内	一般世帯	5,350円	2,750円
	市民税非課税世帯	1,100円	1,000円
	生活保護世帯	無料	無料

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

(5)子どものトワイライトステイ

子育て短期支援事業として、残業や休日の仕事などで、お子さんの世話が困難な方のために、夕方から夜間、休日にお子さんを預かります。

○対象児童 市内在住の2歳から18歳未満の児童

○利用時間 夜間：17:00～22:00（宿泊も可）

休日： 8:30～17:00

○実施施設

施設名	種別	所在地	施設問い合わせ先
千葉みらい響の杜学園	児童養護施設	中央区川戸町 92-1	千葉みらい響の杜学園 電話 310-6001
ほうゆうキッズ・ホーム	児童養護施設	花見川区犢橋町 675	子ども未来サポートセンターほうゆう 電話 215-2001
房総双葉学園	児童養護施設	稲毛区天台 3-4-1	児童家庭支援センター・ふたば 電話 285-5634
旭ヶ丘母子ホーム	母子生活支援施設	若葉区都賀 1-1-1	児童家庭支援センター・旭ヶ丘 電話 214-8633

○利用料金

事業名	単位	保護者の区分	養育に関わる費用	
			午後10時まで	宿泊 *左記の額に加算
トワイライトステイ (夕方・夜間)	1日 (宿泊の場合は 1回)	一般世帯	750円	750円
		市民税非課税世帯	300円	300円
		生活保護世帯	無料	無料

休日預かり	1日	一般世帯	1,350円
		市民税非課税世帯	350円
		生活保護世帯	無料

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

(6) 病児・病後児保育事業

お子さんが病気回復期などのため、保育所などに預けることができない場合で、保護者が就労や病気、事故・冠婚葬祭などのため、家庭での育児が難しいときに、診療所に併設した病（後）児保育施設で預かります。受け入れについては、お子さんの病状等により医師が判断します。

○対象児童 市内在住または市内の保育所・幼稚園などに通っている乳児から小学生までの児童

○対象疾患 ①感冒（かぜ）、咽頭炎、扁桃腺炎、中耳炎、消化不良などの日常みられる疾患

②ぜん息などの慢性疾患

③やけどなどの外傷性疾患

④風疹、水痘などの感染性疾患

○利用時間 月～金曜日 8:00～18:00 土曜日 8:00～13:00

○実施施設

施設名	所在地	電話番号	定休日
るみえ内科小児科 「ゆりかご園」	中央区長洲 1-1-10 KCSビル4階	202-5511	土・日曜日、祝日 年末年始
中村内科クリニック 「えんじえるん」	中央区千葉寺町 310-2 秋元第1ビル101	268-2234	土・日曜日、祝日 年末年始
青い鳥クリニック 千葉「あおとり」	中央区弁天 1-33-2	285-1157	土・日曜日、祝日 年末年始
岩田こどもクリニック 「うさぎのあな」	花見川区幕張本郷 2-36-21 ワンダーランド2B	274-7431	木・日曜日、祝日 年末年始
マリヤ・クリニック 「ノア」	稲毛区小仲台 6-19-19 Myビル3F	290-0707	木・日曜日、祝日 年末年始
清宮医院 「さくらっこ」	若葉区桜木 7-6-17	231-0654	土・日曜日、祝日 年末年始
さとう小児科医院 「バンビーノ」	緑区おゆみ野 3-24-3	293-2503	水・日曜日、祝日 年末年始
まなこどもクリニック 「ポピンズルーム」	緑区おゆみ野中央 7-9-2	226-9920	木・日曜日、祝日 年末年始
おおた小児科 「ミルクィー」	美浜区磯辺 4-15-22 セントハウス201	303-1715	木・日曜日、祝日 年末年始

○定員 各施設により異なる（1日4人・6人・8人）

○利用料金

	1日	6時間まで
一般世帯	2,050円	1,230円
市民税所得割非課税世帯 又は課税額48,600円未満の世帯	1,020円	610円
生活保護世帯 市民税非課税世帯	無料	無料

- 申込方法 ①利用希望の施設に登録票を提出し、事前登録を行ってください。
 ※登録票は、各施設、保育所(園)、各保健福祉センターこども家庭課で配布しています。
 ②利用の際は、前もって各施設に電話で予約してください。
 ③利用当日、予約した施設に申請書を提出してください。

[問い合わせ先 各施設または幼保支援課]

(7) エンゼルヘルパーの派遣

妊娠中または出産後に、昼間、妊婦又は母親と子どもだけになり、育児や家事が困難な家庭にヘルパーを派遣し、産前産後の生活をお手伝いします。

- 利用できる方
 ①妊娠中または出産後お子さんが6か月を迎える日まで、昼間家事や育児の手伝いをしてくれる人がいない方
 ②多胎の場合は、妊娠中またはお子さんが1歳を迎える前日までそのお子さんを養育している方
- 利用時間 毎日8:00～18:00(年末年始を除く)
- 利用料金 1,680円(1回2時間あたり)
 ①生活保護・市町村民税非課税世帯は無料
 ②所得税非課税世帯(①を除く)は250円
- 利用日数 1回2時間、1日2回、最大20回まで
 ※多胎の場合、最大50回まで
- 申請方法 希望日の5日前(開庁日を除く)までに、各保健福祉センターこども家庭課・健康課へ直接申し込み。または電子申請・FAX・郵送で幼保支援課へ。

[問い合わせ先 幼保支援課]

(8) ちばしファミリー・サポート・センター

「子育て中で困ったときに手を貸して欲しい」方(依頼会員)と、「子どもが好き」「子育て中のお母さんを助けてあげたい」などの思いを持っている方(提供会員)に会員登録をしてもらい、センターのアドバイザーが仲立ちとなり、地域に住む会員同士で子育て支援をする相互援助活動組織です。

- 対象児童 生後3か月から小学6年生まで
- 利用時間 6:00～22:00※宿泊による預かりは行いません。
- 利用料金(1時間)
 ①月～金曜日7:00～19:00=700円
 ②月～金曜日の上記以外の時間帯、土・日曜日、祝日、年末年始=900円
- 会員
 ①依頼会員 対象児童を養育中の市内在住・在勤・在学者、または、市原市・四街道市在住者
 ②提供会員 市内在住でセンターの実施する研修を受講した方(特別な資格は不要)
 ③両方会員 依頼会員と提供会員の要件を有している方
 ※年会費・登録料は無料。
- 申込方法 電話で、ちばしファミリー・サポート・センターへ。電話201-6571
- ひとり親家庭支援事業 本センターに登録された会員のうち、ひとり親又は養育者である者が育児の援助を受けた場合に支払う利用料の一部を助成します。
 ①対象者 ・児童扶養手当を受給している者

- ・児童扶養手当を受給している者と同様の所得水準にある者
 - ②対象者の登録 ちばしファミリー・サポート・センターへ、「ひとり親家庭支援事業登録届」に児童扶養手当受給者証の写しを添付し、提出する。なお、同様の所得水準にある者の登録は、「ひとり親家庭支援事業登録届」の他、所得に関する書類等を幼保支援課に提出する。
 - ③助成額 利用料金の半額
 - ④助成の申請 ちばしファミリー・サポート・センターへ、「ひとり親家庭支援事業助成金交付申請書」を提出する。
- [問い合わせ先 ちばしファミリー・サポート・センター、または幼保支援課]

5 健全育成

(1) 子ども交流館

「遊び・創造・憩い」を通じて、健全な遊びと居場所を提供し、子どもたちが充実した時間を過ごせるように、3階には「遊びのフロア」としてロビーとアリーナを、4階には「創造のフロア」として音楽スタジオ、工房、調理室、学習室、多目的室を、5階には「憩いのフロア」としてAVコーナー、図書コーナー、パソコンコーナー、プレイルームを用意しています。

アリーナでは、各種スポーツができるほか、発表会やコンサートの会場としても利用できます。

また、音楽スタジオではバンド練習を、AVコーナーではDVD鑑賞を、プレイルームでは大型遊具で遊ぶことができます。

- 所在地 中央区中央 4-5-1 きぼーる 3～5階
- 利用対象 18歳未満の方 ※乳幼児（小学校入学前）は、保護者が同伴すること。
- 開館時間 9:00～20:00
- 休館日 火曜日（祝日の場合は翌日休館。学校の長期休業中の火曜日は除く）、年末年始
- 電話番号 202-1504

[問い合わせ先 こども企画課]

(2) 子どもルーム（放課後児童健全育成事業）

昼間家庭に保護者のいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供します。

- 対象者
市内に在住又は通学している小学生で、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童。
- 申込期間・申込先
希望する月の前々月の11日から前月10日までに、各保健福祉センターこども家庭課へ申し込み。

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

○利用時間

区分	基本時間	延長時間
小学校通常授業日 (月～金曜日)	授業終了後～18:00	18:00～19:00
土曜日	8:30～16:30	開設なし
短縮授業日	授業終了後～18:00	18:00～19:00
学校行事等振替休業日	8:00～18:00	〃
春・夏・秋・冬休み期間 (月～金曜日)	〃	〃
日曜日、祝日、年末年始、 祝日の振替休日	開設なし	開設なし

○利用料金（1人当たり月額）

世帯区分	基本時間			延長時間
	7・8月以外	7月	8月	
一般世帯	7,400円	8,100円	9,600円	1,000円
前年度市区町村民税の所得割課税額が47,500円未満（世帯合算）の世帯（均等割のみ課税世帯を含む）	3,700円	4,050円	4,800円	500円
生活保護受給世帯・前年度市区町村民税非課税世帯	無料	無料	無料	無料
<p><おやつ代> 1人当たり月額2,000円（利用料金とは別途徴収。各ルームで集金）</p> <p><料金の減額> ①同一世帯で2人以上のお子さんが利用する場合、2人目以降のお子さんについては料金が半額になります。ただし、延長時間の利用料金は減額されません。</p> <p>②倒産、失業などで世帯の収入が著しく減少した場合に、料金が減免されることがあります。</p>				

(3) アフタースクール事業

小学校の放課後において、希望する全ての子どもを対象に「安全・安心に過ごせる居場所」と「学びのきっかけ」を提供するため、「放課後子ども教室」と「子どもルーム」を一体的に運営しています。現在、生浜小学校、西小中台小学校、千草台東小学校、若松台小学校、土気小学校、稲浜小学校の6校でモデル事業として実施しており、今後その他の学校にも拡大していく予定です。

○対象者

区分	対象者	活動内容
昼間の部	原則として実施校に在学する全児童	・学びのきっかけとなるプログラム ・自由遊び+生活の場
夜間の部（定員あり）	原則として実施校に在学し、就労などにより、保護者が17時以降まで家庭にいない児童	・自由遊び+生活の場

○申込期間・申込先

希望する月の前々月の11日から前月10日までに、在学している実施校のアフタースクール事業専用教室へ申し込み。

[問い合わせ先 生涯学習振興課]

○利用時間

区分	昼間の部	夜間の部
小学校通常授業日 (月～金曜日)	授業終了後～17:00	17:00～19:00
土曜日	8:30～16:30	開設なし
短縮授業日	授業終了後～17:00	17:00～19:00
学校行事等振替休業日	8:00～17:00	〃
春・夏・秋・冬休み期間 (月～金曜日)	〃	〃
春・夏・秋・冬休み期間 (土曜日)	8:30～16:30	開設なし
日曜日、祝日、年末年始、 祝日の振替休日	開設なし	開設なし

○利用料金（1人当たり月額）

世帯区分	昼間の部		夜間の部
	8月以外	8月	
一般世帯	2,000円	3,000円	5,000円
前年度市区町村民税の所得割課税額（世帯合算額）が千葉市を含む政令指定都市の課税世帯にあつては概ね63,300円未満、他の市区町村の課税世帯にあつては47,500円未満の世帯（均等割のみ課税世帯を含む）	1,000円	1,500円	2,500円
生活保護受給世帯・前年度市区町村民税非課税世帯	無料	無料	無料
<p><おやつ代> 夜間の部を利用する場合。1人当たり月額2,000円（利用料金とは別途徴収。）</p> <p><料金の減額> ①2人以上のお子さんが利用する場合、2人目以降のお子さんについては料金が半額になります。</p> <p>②倒産、失業などで世帯の収入が著しく減少した場合や未婚の母子・父子の方は、料金が減免されることがあります。</p> <p><参加費> 学習・習い事などの継続的なプログラムに参加する場合、利用料金とは別に参加費をいただきます。</p> <p>また、体験プログラムは原則として無料で参加できますが、月に1回程度、100円～300円程度の材料費をいただくプログラム（参加任意）を実施することがあります。</p>			

6 そのほかの施設・制度

(1) 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で、出産のための入院ができない妊産婦が利用できます。

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

(2) 乳児院

保護者のいない乳児、または家庭で養育できない事情のある乳児を入所させて養育します。なお、安定した生活環境の確保など、特に必要のある場合は、幼児も対象となります。

[問い合わせ先 千葉市児童相談所]

(3) 児童養護施設

保護者のいない児童や家庭での養育が難しい児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養育します。

[問い合わせ先 千葉市児童相談所]

(4) 一時保護

養育者の不在や虐待等により、家庭での安全・安心な養育が難しい状況にある児童を一時的に保護し、安全確保や行動観察等を行います。

[問い合わせ先 千葉市児童相談所]

(5) 児童自立支援施設

不良行為をなした児童、またはそのおそれのある児童、および家庭環境などにより生活指導等が必要な児童を入所させ、必要な指導を行い、その自立を支援します。

[問い合わせ先 千葉市児童相談所]

(6) ファミリーホーム

保護者のいない児童や家庭で養育できない児童を、少人数の家庭的環境に迎え入れ、児童同士の相互の交流を活かしながら養育するものです。

[問い合わせ先 千葉市児童相談所]

(7) 里親委託

保護者のいない児童や家庭で養育できない児童を、里親家庭に家族として迎え入れ、養育するものです。里親登録には手続きが必要です。児童相談所で、家庭状況等を調査した後、里親として登録されます。

[問い合わせ先 千葉市児童相談所]

(8) 学習・生活支援事業

生活保護受給世帯等の中学2年生及び中学3年生を対象に、各区保健福祉センター等で高校進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援や家庭訪問、イベント等による生活支援を実施しています。

[問い合わせ先 保護課]

(9) 自立援助ホーム

次に掲げる者に対して、共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行います。

また、上記の支援が終了した者に対し、相談その他の援助を行います。

① 満20歳未満義務教育終了児童等・・・義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たないものであって、児童養護施設等の措置を解除された者

② 満20歳以上義務教育終了児童等・・・高等学校の生徒及び大学の学生であって、満20歳から満22歳にあるもので、児童養護施設等の措置を解除された者

[問い合わせ先 千葉市児童相談所]